

# 英国のEURATOM離脱に伴う 日英原子力協力協定議定書の締結と発効

## 日英原子力協力協定

- 日英原子力協力協定(1998年10月12日発効)では、協力の条件として「NPTに関連する英国、EURATOM、IAEAの間の協定の実施(第2条)」、「英国内におけるEURATOM保障措置の適用(第4条)」等、英国がEURATOMの加盟国であることを前提としていた。
- 英国のEURATOM離脱に伴い、同協定上の英国において適用される保障措置に関する規定の改正が必要となり、以下の対応を日・英原子力協定改正議定書により行った。
- この改正により、日英両国間において、原子力の平和的利用のための適切な法的枠組みが引き続き確保される。
- 同議定書は2020年12月16日署名。2021年8月18日に議定書の効力発生のための外交上の公文の交換が行われた。議定書の効力発生日は、議定書の規定(第15条1)により、**両国政府で合意した2021年9月1日**。

## 日・英原子力協定改正議定書の主な内容

- 英国において新たに適用される保障措置について反映
  - 英・IAEA保障措置協定、追加議定書
- 日・EURATOM原子力協定の内容を追加
  - 核物質防護条約、原子力安全条約等の遵守に関する規定
  - 知的財産の保護、情報の交換等に関する規定
- 核不拡散に関する近年の国際的な慣行を反映
  - 協定の対象に原子力関連技術を追加
  - また上記に伴い、移転された原子力関連技術を用いて得られたものとして両国政府が合意する核物質も追加された